

## 「コンピュータ・ネットワークと法務部門」

浅井 敏雄

『NBL』 No. 586, 1996年2月1日号, 商事法務 p. 3

「マキシмумロー・ミニмумロー」

最近のコンピュータ・ネットワーク技術の進展および普及は、われわれ企業の法務部門に対しても、第一に、企業法務におけるこれらの活用という問題を、第二に、これら技術により生み出される新たな法律問題への対応という問題を投げかけてくる。

第一の問題に関し当社の場合、社内電子メールが活用の中心であり、契約書案を作成し電子メールで社内の依頼主元に送信する、依頼元が起案した契約書案を電子メールで受信し当方で修正のうえ電子メールで返信する、当社親会社(米国)やその海外子会社とのコミュニケーションに電子メールを利用するといった使い方をしている。電子メールは、契約書案等を即時に、しかも関係者が複数でも同時に送れる、相手が不在でも用件を電子メールで伝えておけるなど、便利なものだが、反面、依頼元も当方も、会議や電話によるコミュニケーションが必要な場合でも電子メールだけに頼りがちになるので、この点注意している。また、当社では、福利厚生情報等を社員がいつでも自分のパソコンで見たり印刷したりすることができるようになっており、当社の標準契約書等についても同様のことを考えている。

この他のネットワーク技術の活用を考えると、セキュリティー上の問題が解決されれば、インターネットを介し電子メールで契約書案の交換をすることにより、国内外の相手方と契約交渉することが可能かもしれない。そう考えると、近い将来、法務部員が自宅からインターネット経由で上司や依頼元や弁護士事務所や契約交渉先とコミュニケーションをして仕事をすることが珍しくなくなるかもしれない。

ところで、インターネットは、本誌五八五号「<新春座談会> 企業法務とネットワーク新時代」で議論されているように、第二の問題に関してもさまざまな法的問題を提起する。同座談会の議論で特に興味深いのは、インターネットによる国境を越えた情報流通は、その法的問題の検討においても国境を越えた視野を必要とするという点である。

この国境を越えた視野の必要性という問題は、同座談会で指摘された商標法の問題のほかにも考えられる。たとえば、米国の詐欺防止法では一定契約については書面によりかつ署名のあるものでなければ裁判上主張できないが、インターネットによる通信販売において米国の相手方と電子メールの交換だけで契約を成立させようとする場合、同法との関連はどうなるのだろうか。また、刑事法の分野でも、最近、米国のインターネット接続業者がドイツ検察当局の要請に基づきわいせつな内容を含むホームページや電子掲示板への接続を停止した、という事件が報道されたが、仮に問題の内容が米国では許容範囲だとした場合、単にドイツからアクセスできるというだけでドイツの刑法を適用できるのかという疑問が生じる。

このように、今後インターネットの利用が拡大していくと、われわれ企業法務に携わる者も未知の法的問題に直面することが多くなるだろう。したがって、この分野での研究の進展が待たれる。

(日本デジタルイクイップメント株式会社 法務部次長 あさい・としお)